

小型無人機等飛行禁止法が施行されました

4月に施行された「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（小型無人機等飛行禁止法）の規定に基づき、鹿児島県では川内原子力発電所が対象施設に指定され、対象施設の敷地または区域およびその周囲おおむね300mの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が禁止となりました。

小型無人機等とは？

- ①小型無人機（通称「ドローン」や「ラジコン飛行機」など構造上人を乗せることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの）
- ②特定航空用機器（「気球」や「ハングライダー」など当該機器を用いて人が飛行することができるもの）

この法律の適用を除外される場合がありますが、その際は、薩摩川内警察署長を経由して、鹿児島県公安委員会に通報する必要があります。

通報せずに飛行を行った場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

◎問い合わせ先

薩摩川内警察署 ☎ 0996 (20) 0110



専門家による巡回相談を実施

町では、身体やころなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を、一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っています。

身体のこと、ころのこと、福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士を始めとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。どなたでもお気軽にご利用ください。

◎問い合わせ先

あいわの里 相談部 ☎ (75) 2401
役場町民福祉課社会福祉係
☎ (86) 1157 [直通]

○日時・場所

期 日	時 間	場 所
7月22日（金）	9時～11時	保健福祉センター
	14時～16時	川床コミュニティセンター
8月19日（金）	9時～12時	獅子島アイランドセンター
8月26日（金）	9時～11時	役場指江庁舎

※上記の時間で、相談員が常駐しています。

※9月以降も順次、地域で開催予定です。

※自宅への訪問依頼や上記時間外での相談も随時受け付けています。お問い合わせください。

生活困窮者の自立に向けたお手伝いをします！

町内に居住し、経済的な問題で生活に困っているかた、長く失業しているかた、ひきこもりやニートで悩んでいるかた、働いた経験がなく不安なかたなど、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な課題を抱えたかたがたについて、問題の解決・軽減を無料で行います（秘密は厳守します）。

◎相談・問い合わせ先

役場町民福祉課生活保護係 ☎ (86) 1157 [直通]

◆自立相談支援事業

- ①相談支援員が話をお聞きし、必要なサービスなどをご案内します。
- ②相談内容により、継続的な支援が必要であると判断した場合は、相談支援員が本人とともに支援計画を作成します。
- ③支援計画に基づき、生活の安定に向けた自立支援を実施します。

◆居住確保支援

就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。（失業者であることなどの条件があります）。